

			四運自公第 1 1 号
一部改正	平成 2 8 年	6 月 3 0 日	四運自公第 6 号
一部改正	平成 3 0 年	3 月 2 7 日	四運自公第 1 1 号
一部改正	令和 元年	1 2 月 1 3 日	四運自公第 2 5 号
一部改正	令和 5 年	1 月 3 0 日	四運自公第 2 2 号
一部改正	令和 5 年	8 月 1 0 日	四運自公第 2 2 号
一部改正	令和 5 年	8 月 2 5 日	四運自公第 3 0 号
一部改正	令和 7 年	1 1 月 1 9 日	四運自公第 2 0 号
一部改正	令和 8 年	7 月 1 7 日	四運自公第 9 号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 1 4 年 1 月 1 6 日付け四運自公第 4 0 号。以下、「運賃制度」という。）の「3. 車種区分」について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

四国運輸局長 瀬部 充一

記

1. 適用する運賃適用地域
四国運輸局管内全ての運賃適用地域
2. 車種区分
別表のとおり
3. 区分基準
別表のとおり

附 則（平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日付け四運自公第 1 1 号）

- 1 この公示は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用する。
- 2 車種区分については、車両代替までの間、従前の車種区分によることができるものとする。
- 3 「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について」（平成 2 2 年 6 月 2 8 日付け四運自公第 1 号）は、平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日限り廃止とする。

附 則（平成 2 8 年 6 月 3 0 日付け四運自公第 6 号改正）

- 1 この公示は、平成 2 8 年 6 月 3 0 日から適用する。

附 則（平成 3 0 年 3 月 2 7 日付け四運自公第 1 1 号改正）

- 1 この公示は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 車種区分については、車両代替までの間、従前の車種区分によることができるものとする。

附 則（令和 元年12月13日付け四運自公第25号改正）

- 1 この公示は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和 5年 1月30日付け四運自公第22号改正）

- 1 この公示は、令和5年3月6日から適用する。

附 則（令和 5年 8月10日付け四運自公第22号改正）

- 1 この公示は、令和5年9月11日から適用する。

附 則（令和 5年 8月25日付け四運自公第30号改正）

- 1 この公示は、令和5年9月25日から適用する。ただし、徳島県については、令和5年9月11日から適用する。

附 則（令和 7年11月19日付け四運自公第20号改正）

- 1 この公示は、令和7年12月19日から適用する。

附 則（令和 8年 7月17日付け四運自公第 9号改正）

- 1 この公示は、令和8年7月17日から適用する。
- 2 改正前の基準により、運賃及び料金の認可を受けている事業者については、改正後の車種区分（別表）に基づく運賃及び料金の認可を受けたものとみなす。

運賃適用地域：四国全域

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	道路運送車両法施行規則（以下、「規則」という。）第２条に定める普通自動車のうち総排気量が２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員６人以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員６人以下のもの。 ハイブリッド自動車のうち総排気量が２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員６人以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち患者輸送車又は車いす移動車で乗車定員６人以下のもの。 同条に定める軽自動車（検査対象軽自動車であって二輪自動車を除く。）。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和８年６月１日付け国自旅第３７号）別紙１．に基づき四国運輸局長が公示する地域以外においては、運行時に寝台又は車いすを固定することのできる設備を有する特種用途自動車など使用用途が福祉輸送に限定されるもの。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を搭載しないもので乗車定員６人以下のもの。
大型車	規則第２条に定める普通自動車のうち総排気量が２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。 ハイブリッド自動車のうち総排気量が２．５リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６人以下のもの。 患者輸送車又は車いす移動車で乗車定員７人以上のもの。 同条に定める普通自動車又は小型自動車のうち内燃機関を搭載しないもので乗車定員７人以上のもの。
特定大型車	規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７人以上のもの（ただし、大型車の車種区分に属するものを除く。）。

- 備考 ① 「ディーゼル機関を搭載した自動車」については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
- ② 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を搭載し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。